調布市バリアフリー 交通安全特定事業計画 京王多摩川駅周辺地区

> 令和7年2月 東京都公安委員会

## 調布市バリアフリー基本構想における重点整備地区 「京王多摩川駅周辺地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、調布市バリアフリー基本構想に即して、京王多摩川駅周辺地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

### 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間(位置図参照)

|    |                                     | 道路    | 生活関連施設  |                          |  |
|----|-------------------------------------|-------|---|--------------------------|--|
| No | 路線                                  | 通称    | 区間  | 特定旅客施設                   | 連絡する施設                                 |
| 1  | 調布市道<br>S287 号線                     |       | 調布市多摩川4丁目40番から<br>調布市多摩川5丁目27番まで                | 京王電鉄<br>京王相模原線<br>京王多摩川駅 | 京王多摩川さくら広<br>場、昭和信用金庫多摩<br>川支店         |
| 2  | 調布市道<br>S290 号線                     |       | 調布市多摩川4丁目33番から<br>調布市多摩川4丁目41番まで                |                          |  |
| 3  | 調布市道<br>S274 号線、<br>調布市道<br>S289 号線 |       | 調布市多摩川4丁目33番から<br>調布市多摩川4丁目35番まで                |                          | 京王閣競輪場、京王多<br>摩川駅前パーキング<br>(旧:リパーク京王閣) |
| 4  | 調布市道<br>C19 号線                      |       | 調布市多摩川3丁目11番から<br>調布市多摩川4丁目12番まで                |                          |  |
| 5  | 調布市道<br>S209 号線、<br>調布市道<br>S210 号線 |       | 調布市小島町3丁目34番から調布市小島町3丁目26番まで                    |                          | 郷土博物館                                  |
| 6  | 調布市道<br>S311 号線                     |       | 調布市多摩川6丁目1番から<br>調布市小島町3丁目87番まで                 |                          | シルバー人材センター                             |
| 7  | 調布市道<br>S305 号線                     | 保健所通り | 調布市小島町3丁目92番から<br>調布市布田5丁目48番まで                 |                          | こころの健康支援センター・健康活動ひろば                   |
| 8  | 一般都道下石<br>原小島線、<br>主要地方道町<br>田調布線   |       | 調布市小島町3丁目69番から調布市下石原3丁目72番まで                    |                          |  |
| 9  | 調布市道<br>S224 号線                     |       | 調布市小島町3丁目60番から<br>調布市小島町3丁目56番まで                |                          | 小島町ふれあいの家                              |
| 10 | 調布市道<br>S199 号線                     |       | 調布市下石原 3 丁目 72 番 1 から<br>調布市下石原 3 丁目 72 番 14 まで |                          | 下石原地域福祉センター                            |

### 2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

#### (1) 路線別

| No | 路線          | 事業内容                            | 実施予定期間     |
|----|-------------|---------------------------------|------------|
| 4  | 調布市道 C19 号線 | 信号機の改良 (音響機能の整備、歩行者<br>用青時間の確保) | 令和 6~12 年度 |
| 8  | 一般都道下石原小島線、 | 同上                              | 同上         |
|    | 主要地方道町田調布線  | H1 F                            |            |

#### (2) 全路線共通

| 事業内容                             | 実施予定期間     |
|----------------------------------|------------|
| 1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業            |            |
| (1) 道路標識の適切な補修                   |            |
| 必要に応じて実施(道路標識の高輝度化は既に実施済)        |            |
| (2) 道路標示の適切な補修                   |            |
| 必要に応じて実施(道路標示の高輝度化は既に実施済)        |            |
| (3) エスコートゾーンの整備(注1)              | 令和 6~12 年度 |
| 必要に応じて実施                         | (継続的に実施)   |
| 2 違法駐車行為の防止のための事業                |            |
| (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車の指導取締りの実施  |            |
| (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐 |            |
| 車の指導取締りの実施                       |            |
| (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施   |            |

- (注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行う ための線状又は点状の突起を設けるもの。
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
  - (1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関 と連携して重点的かつ計画的に実施する。

# 位置図



| 区市町村名   | 調布市        |
|---------|------------|
| 重点整備地区名 | 京王多摩川駅周辺地区 |

